



人と自然が育む美しい村



村の木：シラカバ

AKAIGAWA

あかがわ

広 報



村の花：ムラサキヤシオ

～やすらぎと潤いのふるさとをめざして～



陸上競技教室／2024年5月11日

- 02 トピックス 区会長会議が開催されました・みやこ公園パークゴルフ場オープン ほか
- 04 むらの事件簿 飲酒運転根絶の日・水難の防止 ほか
- 05 スポーツニュース 各種大会の結果
- 06 健康支援センターだより 紫外線・成人の風しん抗体検査のお知らせ ほか
- 08 お知らせ伝言板 農業委員会だより・令和6年度農作物作付面積調査 ほか
- 12 赤井川村写真館・編集後記

2024	
6	No. 709

トピックス

区会長会議が開催されました

2024.4.22 赤井川村役場

令和6年第2回目の区会長会議が4月22日(月)に役場会議室で開催されました。

今回の会議では、テレビの電波状況について等、意見が寄せられました。区会長会議に提出された議題は次のとおりです。

【総務課】

- (1) 役場の事務執行体制について
- (2) 地区別行政懇談会について
- (3) 令和6年度予算関係について
- (4) 令和6年度区会交付金について
- (5) むらバス運行について
- (6) 北海道新幹線工事の進捗状況について
- (7) 令和6年能登半島沖地震に対する義援金対応について
- (8) 公共施設使用料の改定について

【住民課】

- (1) マイナンバーカードの取得について
- (2) 狂犬病予防注射について
- (3) スズメバチの駆除について
- (4) ゴミステーションの管理について
- (5) ゴみの分別について

【保健福祉課】

- (1) 令和6年度住民健診について
- (2) カルデラ温泉無料入館用「福祉入館券」について
- (3) 区会内における保健推進員の位置づけについて
- (4) 赤井川村デイサービスセンターについて
- (5) 赤井川村社会福祉協議会の送迎サービスについて
- (6) 村の民生委員・児童委員について

【産業課】

- (1) 鳥獣被害防止対策事業について
- (2) 高病原性鳥インフルエンザについて
- (3) 林野火災予防消防対策について
- (4) カルデラ温泉の休館について

【建設課】

- (1) 除雪事業終了に伴う意見要望について
- (2) 道路愛護運動の協力依頼について
- (3) 花いっぱい運動について
- (4) 水道・下水道公営企業化の開始に伴う料金徴収について
- (5) 水道下水道料金の改定について
- (6) みやこ公園パークゴルフ場の利用について

【教育委員会】

- (1) 学校教育について
- (2) 社会教育事業への参加と協力をよろしくお願いします
- (3) 役場図書コーナーの本をどんどん借りてください



みやこ公園パークゴルフ場オープン

2024.4.27 みやこ公園パークゴルフ場

4月27日(土)に、みやこ公園パークゴルフ場がオープンしました。オープン前には赤井川村パークゴルフ協会会員により、コースのゴミ拾いも行われました。

今年も、みやこ公園でパークゴルフをお楽しみください!

赤井川村商工会女性部2年連続受賞

2024.5.9 札幌市

北海道商工会女性部連合会通常総会内にて赤井川村商工会女性部が「部員加入促進」部門で表彰を受けました。

部員加入促進では、対象者への声掛けや部員募集のチラシの作成などの活動を経て年間純増5名を達成し、表彰及び報奨金を受けました。

令和4年度の受賞に続き、2年連続での受賞となりました。赤井川村商工会女性部の皆さま、この度の受賞おめでとうございます！皆さまの益々のご活躍を祈念いたします。



令和6年度陸上競技教室

2024.5.11 山村広場

山村広場にて、陸上競技教室を開催し、小学校低学年・高学年、中学生の3つのグループに分かれて指導を行いました。

講師は小樽・後志陸上競技会の4名で、低学年は楽しく体を動かし、高学年や中学生は技術的な指導を中心にトレーニング方法を学びました。

これからの運動会や中体連では、陸上教室で学んだことを活かして、頑張ってください。わかりやすく丁寧な指導をしてくださった先生方、ありがとうございました。

赤井川村スポーツ賞等表彰候補者選考基準

赤井川村では、スポーツで著しい成績を上げた方に対して、スポーツ賞等の表彰を行っています。

赤井川村表彰の選考は、表彰規則第2条の規定に基づき、左記のとおりとなります。

該当する場合は、報告期限までにご連絡ください。

■スポーツ賞・スポーツ奨励賞

対象となる競技日現在、村に住民登録を有する者とし、表彰日現在、在住の有無は問いません。

■スポーツ振興賞

村内に在住し貢献した者とし、表彰日現在、在住の有無は問いません。

■学生

村の出身で、生計を同じくする者が村内に在住している場合は在住者とみなします。

■報告期限

7月31日

■応募・お問い合わせ

教育委員会
TEL 4816281

区 分	スポーツ賞	スポーツ奨励賞
大会規模	全道規模以上の大会 (全道規模以上の大会とは、市町村大会や地区大会、管内大会等の選抜を経た者による全北海道の選考会・大会とする)	後志管内規模以上の大会
成 績	6位以上 (全国大会出場者は選考検討の対象とする。地区大会を経て、かつ一定規模以上であることとする。但し、小学生は除く)	3位以上 (準ずる者もできる)
再受賞の除外	過去の受賞者を除く	スポーツ賞受賞者を除く 毎年対象とする
スポーツ種目	過去受賞者であっても種目が違う場合対象とする	同一種目でも対象とする
表 彰	盾、団体の場合メダル	盾、団体の場合メダル
団 体	メンバーが違う場合対象 村外者と組んだ場合対象	村外者と組んでも対象とする

の ら む 簿 件 事

余市警察署だより



飲酒運転根絶の日

「7月13日」は、平成26年に小樽市の海水浴場付近において、飲酒運転により4人が死傷した交通事故が発生した日であり、北海道飲酒運転根絶条例により「飲酒運転根絶の日」と定められています。

飲酒運転は悪質な危険な犯罪であり、凄惨な交通事故を風化させず、皆さん一人一人が「飲酒運転をしない、させない、許さない、そして見逃さない」という強い気持ちで醸成することが大切です。



水難の防止

夏の海 少しの油断が

事故のもと

○遊泳禁止区域では、急な深みや離岸流など多くの

危険が潜んでいます。指定された遊泳区域内で泳ぎましょう。

○子供が波の力で倒れたり、沖に流される危険があります。保護者の方は、水辺で遊ぶ子供から目を離さず、近くににいるようにしましょう。

○体調不良時や飲酒後は、溺れる危険があるので泳がないようにしましょう。
○釣りをする時は、必ずライフジャケットを着用し、安全な場所で行いましょう。
○水上オートバイは遊泳区域に入らないようにしましょう。



特殊詐欺被害防止講話（出張）のお知らせ

事業所や町内会等の会合に出向いて特殊詐欺被害防止の講話を行います。

講話の内容は、特殊詐欺被害の現状や被害に遭わないための対策等についてで

す。

講話を希望される方は事前に電話でお申し込みください。

■お問い合わせ・申込先

余市警察署生活安全係
TEL 22-0110
(内線262)

住宅に潜む火災危険

住宅には、火災危険が潜んでいます。今回は出火原因で毎年上位となる「電気関係」と「こんろ」についてお伝えします。

■電気関係の危険

①電源タップの容量以上にコードをつなぎ（たこ足配線）、使用している。

↓電源タップやコードが過熱されていき、火災になるおそれがあります。過度なたこ足配線はやめましょう！

②コードが家具の下敷きになっている。

↓コードに傷がついていると、部分的に大きな負荷がかかり、「発熱」「ショート」の原因となります。配線の確認をしましょう！

③コンセント周りにほこりが溜まっている。

↓ほこりが電流で炭化し、それが原因で火災になるおそれがあります。定期

的に確認し、掃除をしましょう！

④コードを束ねて使用している。

↓束ねた部分に熱がこもり、発火する恐れがあります。束ねて使用することとはやめましょう！

■こんろの危険

①こんろ周辺に、タオルや調理油などが置かれている。

↓こんろの火が燃え移る可能性にあります。近くに可燃物を置くのはやめましょう！

②こんろやグリル内が油で汚れている。

↓こびりついた油に引火してしまいます。定期的に清掃しましょう！

③袖口の広い服を着て調理している。

↓衣服に火が燃え移るかもしれません。調理する際は気をつけましょう！

④調理中にテレビを見たり、電話をする。

↓てんぷら油は、油量や火の強さによりですが、5〜10分ほど目を離すだけで発火するおそれがあります。調理中に目を離すことは絶対にやめましょう！

都小中学校で避難訓練実施

5月1日に都小中学校で避難訓練が実施されました。避難訓練後にタンク車を使用した放水訓練を体験しました。



赤井川中学校で避難訓練実施

5月7日に赤井川中学校で授業中の地震発生を想定した避難訓練を実施しました。

生徒たちは緊急地震速報が発令され直ぐに自分の机の下に身を隠したあと、速やかに安全なところまで避難しました。

その後の訓練ではスモークマシンを使用し、火災時

における煙体験をしました。もしもの時どうしたら良いか、真剣に取り組む姿勢が見られました。



スポーツ ニュース

各種大会の結果

第28回赤井川村長杯パークゴルフ大会

とき 5月11日
ところ みやこ公園パークゴルフ場

成績

優勝 福田 孝明

スコア 115 ハンデ 2 計 117

▽2位 柏谷 正浩

スコア 117 ハンデ 2 計 119

▽3位 前田 邦之

「むらバス」に協賛広告掲載してみませんか？

赤井川村地域公共交通（むらバス）では、持続可能な公共交通を目指すため、むらバス内への協賛広告を募集します。

ご希望の方は、総務課総務係へご連絡ください。

■規格

JIS規格A3判（横）以内

■掲載場所

車内運転席側後方掲示板1枠

■掲載期間

10日間単位による最大30日間

■申込枠

広告主1人につき1枠

■掲載料金

10日間当たり1,100円（消費税相当額含む）

■お問い合わせ

総務課総務係

TEL 34-6211

▽4位 スコア 118 ハンデ 3 計 121
馬場 希
▽5位 スコア 121 ハンデ 0 計 121
富樫 護
スコア 111 ハンデ 11 計 122

水道料金・下水道使用料の改定について

老朽化に伴う施設の更新や災害対策などを計画的に推進し、これからも安心・安全な水をお届けするため2024年10月検針分から料金を改定いたします。ご不明な点は下記のお問い合わせ先へご連絡下さい。

■お問い合わせ

水道課水道係
TEL 48-6275

■水道料金

用途（水量）	基本料金	超過料金
家事用（10㎡まで）	1,590円	1㎡につき230円
団体用（25㎡まで）	4,780円	1㎡につき230円
営業用（20㎡まで）	3,720円	1㎡につき230円
臨時用（1㎡まで）	380円	1㎡につき230円
酪農用（70㎡まで）	1,460円	1㎡につき230円

■下水道使用料

用途	水量	使用料金
汚水	1㎡につき	240円

健康支援センターだより

今年の夏至（1年で最も昼が長く、夜が短くなる日）は6月21日。この日を過ぎるといよいよ夏が到来します！

紫外線

暖かくなり、スポーツやレジャーなど外出する機会が増えるこの季節。日焼けが気になる方もいらっしゃると思いますが、日焼けを引起こすのは太陽の光に含まれる紫外線です。

紫外線は波長によってUVA、UVB、UVCと分かれますが、そのうち地表に届くのはUVAとUVBです。UVAは肌の奥の真皮にまで侵入し、肌のハリや弾力を失わせて「光老化」を引き起こす原因になります。また、すでにできているメラニン色素を酸化させ、肌を黒くさせる作用があります。UVBは日やけによる炎症や、メラニン色素の沈着を引き起こす作用があります。また、肌表面の表皮細胞やDNAを傷つけるなど、皮膚がんの原因でもあります。

晴れた日の紫外線量を100%とすると、くもりの日は約65%、雨の日は約20%と言われています。また、1日の中で特に紫外線量が多いのは10時から14時頃です。

UVA：太陽から届く紫外線の90%を占める物質を透過しやすい。

UVB：大気層で吸収されるが一部地表に届く。
UVC：大気層で吸収され地表には届かない。

〈紫外線から肌を守る〉

○日焼け止め：日焼け止めに表示されている「SPF」はUVBの影響をどのくらいの時間防げるか（SPF1は約20分）を表しており、「PA」はUVAの防止効果を表しています。活動する時間や場面に合わせて選ぶことをお勧めします。

例えば散歩や買い物にはSPF10・PA+、海水浴や屋外でのスポーツではSPF40・PA+++など。
○物理的に遮る：帽子をかぶる、日傘をさす、サンングラスをかける、長袖や厚手の服を着るなど、身につけるものや洋服の素材でより効果的に紫外線を防ぐことができます。

○肌の保湿：肌にはバリア機能が備わっており、紫外線をはじめとする外的刺激から肌を守っています。水分や油分が不足した肌はバリア機能が低下し、肌の内部まで紫外線を通しやすい状態になります。しっかりと保湿して、肌のバリア機能を維持しましょう。

〈日焼けしたら〉
○肌を冷やす：日焼けは軽

いやけどの状態なので、まずは肌の火照りや赤みをおさえることが大切です。保冷剤等を濡れタオルで包み、日焼けした部分に当てて冷やすのがお勧めです。
○肌の保湿：紫外線によって角質層がダメージを受けています。肌の水分を補い、外部の刺激から肌を守るために保湿しましょう。

「日」と記載されていますが、令和7年7月31日まで使用することができ、是非検査及び予防接種を受けてください。
クーポン券を紛失された方は再発行が可能です。また、他市町村から転入された方はお持ちのクーポン券を使用できません。いずれも改めて発行しますので保健福祉課保健係までご連絡ください。

■お問い合わせ
保健福祉課保健係
TEL 3512050



成人の風しん抗体検査のお知らせ

昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性の方は風疹の定期予防接種の対象者として追加されました（平成31年2月予防接種法施行令改正）。対象の方には無料で抗体検査や予防接種を受けることができます。クーポン券を、令和2年度に郵送しております。そのクーポン券の有効期限が「令和3年3月31

◆赤井川村SOSネットワーク◆

高齢者がいなくなったことに気づいたら
すぐに余市警察署へご連絡ください

「高齢者の行方不明が発生した」と伝えてください。

Tel 0135-22-0110

献血へのご協力 ありがとうございました

令和6年4月4日(木)に移動採血車「ひまわり」が来村し献血を実施しました。今年度の移動採血車での献血は44名の方にご協力をお願いできました。

■結果

○赤井川村役場駐車場
400ml 24名
(中止 6名)
○クラブメッド(キログゲランド、キロロピーク)
400ml 14名
(中止 0名)

血液は、採血後21日間しか有効期限がありません。少子高齢化による16歳から69歳の献血可能年齢の方の人口減少に伴って、道内では全ての血液型で不足状態が続く見込みです。今年度、村内で実施する献血は今回のみとなりますが、近隣町村でも実施することがありますので、移動採血車を見かけた際には皆様のご協力をお願いいたします。

赤十字奉仕団員募集

赤井川村赤十字奉仕団では地域における奉仕活動、

また、いつ起こるかわからない災害に備えて、地域住民が積極的にボランティアとして活動いただける日赤奉仕団員を募集しています。(現在6名の団員に活動頂いています。)

■応募要領

健康で活動していただける、意欲のある方ならどんな年齢・性別(男女)は問いません。
電話・窓口にて随時受付けております。

■活動

花いっぱい運動などの環境美化活動、災害時の対応についての講習会・研修会、村や社会福祉協議会の行事等のお手伝い等に取り組んでいます。

■お問い合わせ・申込先

日本赤十字社赤井川分区分
赤井川村赤十字奉仕団事務局(保健福祉課福祉係)
Tel 3512050

赤井川村デイサービス センター見学会について

日頃よりお世話になっている村内在住の皆さまに、デイサービスのサービスや行事など日常の活動をご覧いただきたく、6月27日(木)・28日(金)に赤井川

村デイサービスセンター見学会を開催致します。

「一人では見学に行きにくい」「利用前にどんな事を行っているのか見てみたい」など興味のある方はどなたでも参加可能となっております。沢山の方のご参加をお待ちしております。

見学会の参加には事前の申し込みが必要となりますので、左記のご連絡先までお電話いただきますようお願い申し上げます。

■対象者

村内に在住の方はどなたでも参加可能です。

■受付場所

赤井川村デイサービスセンター

■日時

令和6年6月27日(木)
14時～15時30分
令和6年6月28日(金)
14時～15時30分
※申し込み人数によりご参加が出来ない場合もございますのでご了承ください。
■お問い合わせ
赤井川村デイサービスセンター
担当：高橋、吉田屋
Tel 3512000

地域おこし協力隊 活動報告日誌

No.13 地域おこし協力隊 加藤 崇規(かとう たかのり)

すっかり暖かくなってきた、活動日報で書くつもりだった社会福祉協議会主催「ひなまつり交流会」もずいぶん前の出来事になってしまいました。来年は私も余興で参加する予定となっております。ご参加される方は楽しみにして下さい。

先日、地域おこし協力隊就任から昨年度末までの「おでかけアシストサービス」と「通院送迎サービス」の出動回数を集計したところ、サービス開始の8月からの8ヶ月間で「おでかけアシストサービス」は378回、「通院送迎サービス」は113回のご利用がありました。毎日、ヒマそうにしていると思われがちですが、じつは見えないところで働いているんです。まだまだ余力がありますので、どんどんご利用下さい。

村内移動をサポートする「おでかけアシストサービス」は利用目的に季節感があるようです。冬はみなさまをカルデラ温泉に送迎する日々でした。これからの季節は電動カートを利用される方が多いので、秋冬とは違ったみなさまの利用目的を発掘していくことが新しいミッションです。

また、このサービスは定期的にご利用される方が多いので、日々の送迎で小さな変化に気づくこともあります。そんな時は、社会福祉協議会や包括支援センター、村の保健師さんと相談して、みなさまの健康と暮らしの安全に繋がるよう心掛けています。

今後も「おでかけアシストサービス」を移送サービスの枠に留まらない村の生活サポートに育てていきたいと思っています。



お知らせ 伝言板

農業委員会だより

農業委員会総会第10回

開催月日／4月30日

◆会議案件

- ◆農地所有適格化法人の定期報告について
- ◆新規就農予定者認定登録の承認について
- ◆農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- ◆農用地利用集積計画の決定について
- ◆赤井川村農業振興地域整備計画の変更協議について
- ◆農地法第5条の規定による許可申請について

お知らせ

農地（田・畑など）について、左記のいずれかに該当する場合、手続きが必要となりますので農業委員会までお知らせ願います。

◆農地を転用するとき

農地の転用とは、田や畑などの農地を、宅地などの農地以外に使用することをいいます。農地を転用する場合は、農業委員会の許可を受けなければなりません。

ん。転用の計画がありましたら必ず事前にご相談ください。許可を受けないで転用した場合や、許可の内容と異なる目的に転用した時には、厳しい罰則が定められており、場合によっては原状回復を含めた是正指導が行われます。また、農地以外であっても農業振興地域に該当する土地であれば別途届出が必要になりますので、産業課農政係までお問い合わせ下さい。なお、農地の利用や保全に必要な施設（農道・農業用倉庫等）を200平方メートル未満の農地を利用して転用する場合は、許可申請ではなく、届出になります。

◆農地を売買、贈与するとき

農地を農地のままで売買等する場合は、農地法第3条に基づいて申請し、農業委員会の許可を受けなければなりません。この許可は耕作目的で農地を取得するもののため、農地を取得した方は、自ら農業に常時従事しなければなりません。

◆相続で農地を取得したとき

相続により農地を取得した場合、農地法の許可は不要ですが、すみやかに農

業委員会へ届ける必要があります。（農地法第3条の3第1項）

◆農地情報の提供のお願い
皆様から提供いただいた情報は、農地利用希望者（新たに農業を始めた方、農地を希望している方、農業経営の規模拡大を考えている方、定年を迎え田舎暮らしを希望する方等）へ情報提供を行うことにより、農地の流動化を図っていきます。

村内に空き農地をお持ちの方は、赤井川村農業委員会事務局までご相談ください。

また、農地の賃借、売買及び転用は、農業委員会の許可が必要となります。賃借等をされる方は、農業委員会事務局までご相談下さい。

受付件数売却希望 11件
買受希望 2件
（令和6年5月14日現在）

令和6年度農作物 作付面積調査

例年、農業者の皆様にご協力をいただき実施している農作物作付面積調査ですが、平成25年度より効率良く調査データを収集するため、村と農協との合

同による調査を実施しております。対象者を分担し、重複した調査を避けることで少しでも農業者の皆様の負担を軽減できると考えております。

調査対象者には村より6月上旬頃より調査票を送付しますので、調査票が届いた方は必要事項を記載の上、**6月28日（金）**までに赤井川給油所または産業課農政係へ持参もしくはFAXによる提出をお願い致します。また、ご自分での記載が難しい場合には、後日担当職員が伺い、記載のお手伝いをした上で回収致します。

調査が円滑に実施できるように、農業者の皆様のご理解とご協力を宜しくお願い致します。

■お問い合わせ

産業課農政係
TEL 48-6276
Fax 34-6644



年金だより

国民年金の保険料を納めるのが困難な場合：

国民年金の保険料を納めることが困難な方で、本人、配偶者、世帯主の前年所得が一定基準以下または失業などにより、納付することができない方が、申請により保険料の全額または一部納付が免除される「保険料免除制度」があります。

■免除となる所得のめやす

◇全額免除 ↓（扶養親族等の数＋1）×35万円＋32万円

◇4分の1納付（4分の3免除）
↓88万円＋扶養親族等控除額＋社会保険料控除額等

◇半額納付 ↓128万円＋扶養親族等控除額＋社会保険料控除額等

◇4分の3納付（4分の1免除）
↓168万円＋扶養親族等控除額

※申請人ご本人のほか、配偶者及び世帯主の方も所得基準の範囲内である必要があります。
※令和6年1月～令和6年6月分の申請については、前々年（令和4年）の所得で審査を行います。

■継続審査をご存じですか？

国民年金の保険料免除手続きは1年間（7月～翌年の6月）を単位として、毎年行うのが原則ですが、申請書下部の継続申請確認欄に○を記入すると、全額免除、及び納付猶予の2つの区分に限り、改めて申請をすることなく、審査を自動で済ませることができま

◇所得の審査を行う為、申告等を済ませていることが条件です。

◇災害、失業、配偶者の暴力等によって、保険料の納付が著しく困難であると認められたことによる特例の全額免除、及び4分の1・半額・4分の3免除では、継続申請はできませんので、ご注意ください。

※詳しくは、小樽年金事務所（TEL 0134-3315026）までお問い合わせください。
※自動音声案内になります。

年金受給者 死亡時の手続き

年金

を受けられている方（年金受給者）が亡くなった場合は、亡くなられた場合、亡くなられた時から14日以内に親族の方などから「年金受給権者死亡届」を提出していただくことになります。提出が遅れると亡くなった後も年金が引き続き支払われ、遺族の方よりお返しいただくこととなりますので、ご注意ください。

また年金受給者が受け取り残した年金がある場合、年金受給者と生計を同じくしていた遺族（配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹）の方が「未支給年金」を請求いただくことでお受け取りいただけます。

なお、未支給年金は年金受給者が亡くなった月分まで受け取ることができます。

■お問い合わせ

住民課住民係
TEL 4816278

各種自衛官等募集

自衛隊では、18歳～32歳までの方を募集しています。車両、船、飛行機を扱う

仕事から事務や調理など職種は50種以上あります。詳しくは、小樽地域事務所までご連絡下さい。

■お問い合わせ

自衛隊札幌地方協力本部
小樽地域事務所
小樽市稲穂2-22-4
樽石ビル2F
TEL 0134-2215521

6月1日は「電波の日」

総務省では6月1日を「電波の日」と定め、6月10日までの「電波利用環境保護周知啓発強化期間」に電波利用に関するルールの周知・啓発活動を行います。総務省北海道通信局では、電波の使われ方を監視し、適正な電波環境の維持に努めています。

電波に関する困りごとやご相談は、次へお問い合わせください。

■お問い合わせ

総務省北海道総合通信局
TEL 011-73710099
※受付時間は、午前8時30分～正午、午後1時～午後5時（土・日・祝日を除く）です。

罹災証明書・被災届出証明書等の発行について

村では、自然災害や自然現象等（いずれも火災を除く）により建物などに被害を受けた方に対し、「罹災証明書」または「被災届出証明書」、「被災届出兼被害届出証明書」を発行します。

○罹災証明書：災害による建築物の被害の程度について証明するもの

○被災届出証明書：災害により建築物に生じた被害を村が確認できない場合又は建築物以外の不動産若しくは動産に被害が生じた場合に、その事実を村長に届け出たことを証明するもの

○被害届出兼被害届出証明書：火災以外の自然現象等により建築物、動産又は不動産に被害が生じた場合にその事実を村長に届け出たことを証明するもの

※罹災証明書等は、一般的に建物に係る保険や共済の請求等を行う際に必要となる場合がありますので、保険会社などに必要書類を確認したうえで申請をお願いします。

■申請に必要なもの

申請書、本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証など）、申請者が代理人の場合は委任状など各申請により必要な書類が異なります。詳細につきましては、担当係までお問い合わせ願います。

■申請の期間

原則、災害等により被害を受けた日から30日以内に申請に必要な書類を提出してください。

■お問い合わせ

総務課企画地域振興係
Tel 34-6211

税務職員募集

札幌国税局では、国税局や税務署において、税のスペシャリストとして活躍する税務職員を募集しています。

令和6年度の採用試験の概要は次のとおりです。

■受験資格

○令和6年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者

○令和7年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者

■申込受付期間

（インターネット申込み）
6月14日（金）午前9時～
6月26日（水）受信有効

○申込専用アドレス

<https://www.junji-shiken.go.jp/juken.html>

※インターネット申込みができない場合

受験を希望する第1次試験地を所轄する国税局にお問い合わせください。

■第1次試験【基礎能力試験、適性試験、作文試験】

9月1日（日）

■第1次試験合格者発表日

10月3日（木）

■第2次試験【人物試験、身体検査】

10月9日（水）～10月18日（金）のうち指定する日

■最終合格者発表日

11月12日（火）

ご不明な点は、左記の問い合わせ先へお尋ねください。

■お問い合わせ

札幌国税局人事第2課採用担当
Tel 011-231-5011
（内線2315）
最寄りの税務署（総務課）

■モニタリングポストによる測定データ

年月日	空間放射線量率 (単位: μGy)	天候
2024.4.16	0.032	くもり
4.19	0.034	くもり
4.23	0.034	くもり
4.26	0.034	晴れ
4.30	0.034	晴れ
5.3	0.034	雨
5.7	0.035	くもり
5.10	0.034	晴れ
5.14	0.034	晴れ

※空間放射線量は平常レベルで推移しています。

赤井川村の空間放射線量の状況

村では本村にお住まいの方、また来村される方が安心して過ごすことができるよう放射線量率情報を公開しています。

お知らせする数値は北海道により整備された環境放射線モニタリングポスト及びテレメータシステムを利用し収集されたもので、測定方法等は左記のとおりです。

■測定方法

◇測定機器／モニタリングポスト（北海道設置）

◇測定場所／北後志消防組合赤井川支署

◇測定時間／2分間隔で常時測定

◇公表

広報／毎週火・金曜日の午前9時現在データ（前月14日までの結果）を掲載

※即時データを村で抽出して掲載することから、北海道が公式に発表するデータと異なる場合がありますのでご了承ください。

HP／北海道原子力環境センターHPで即時データが確認できます。
(<http://www.genshi.pref.hokkaido.jp/>)

※HPで公表されている内容は役場庁舎ロビーに設置されたモニターでもご覧頂くことができます。

◇測定単位／ μGy （マイクログレイ）

6月の気象情報

天気は数日の周期で変わるでしょう。

◇気温－高40％・平40％・低20％
◇降水量－高30％・平40％・低30％

住民のまど

（4月15日～5月14日届出）
この期間に戸籍の届出は
ありませんでした。

村長のうーぎ

（4月15日～5月14日）

- 16日◇共に後志地域の未来を創る／小樽市
- 17日◇北洋銀行余市支店長来庁／字赤井川
- 18日◇石狩森林管理署長来庁／字赤井川
- 19日◇令和6年度高等学校適正配置計画地域別検討協議会（Web出席）／字赤井川
- 22日◇区会長会議／字赤井川
- 23日◇北海道道路整備促進協会総会／札幌市
- 24日◇北海道道路利用者会議総会／札幌市
- 25日◇日本で最も美しい村連合北海道連携会議懇談会／札幌市／

25日◇北海道町村会定期総会／札幌市

◇大学生の就職活動に関する勉強会／札幌市

◇部活動地域移行説明会／札幌市

◇道庁幹部懇談会／札幌市

◇異動振興局幹部送別会／札幌市

26日◇赤井川村議会臨時会／字赤井川

30日◇農林業活性化推進協議会／字赤井川

（5月）
1日◇IT教育推進打合せ／札幌市

◇診療所協議／字赤井川

◇北後志消防組合事務打合せ／字赤井川

7日◇後志総合開発期成会総会／倶知安町

◇小樽国道協議会総会／倶知安町

9日◇赤井川社会福祉協議会事務局来庁／字赤井川

◇赤井川村議会協議会／字赤井川

10日◇入札／字赤井川

◇鉄道運輸機構延伸説明／字赤井川

11日◇PG大会（村長杯）／字都

◇北後志町村会事務／余市町

13日◇JR東日本企画訪問／東京都

14日◇資源エネルギー庁訪問／東京都

◇全国道路利用者会議総会／東京都

◇環境省訪問／東京都

◇（独）エネルギー・金属鉱物資源機構訪問／東京都

◇後志町村長懇談会／東京都

むらの日誌（4月）

2日◇校長・教頭合同会議

◇教頭会議

3日◇道の駅あかがわ農産物直売所生産者協議会定期総会

16日◇入札

17日◇道の駅あかがわ農産物直売所生産者協議会定期総会

19日◇月形町視察対応

22日◇校長・教頭合同会議

23日◇教育委員会会議

24日◇学校経理事務担当者会議

26日◇赤井川村議会臨時会

30日◇農業委員会総会

無料法律相談所の開設

■日時

6月19日（水）

午後1時から午後4時

■場所

余市町中央公民館（余市町大町4丁目14番地）
TEL 23-5001

※ご利用される方は、事前に必ず余市町役場へご連絡します。
（TEL 21-2111）

人口と世帯

	日本人	外国人	総人口	前月比
人口	959	293	1,252	-111
男	489	180	669	-64
女	470	113	583	-47
世帯数	511	281	796	-109

※令和6年4月30日現在

今月の表紙

今月の表紙は、陸上競技教室の際の写真です。

いくつかのグループに分かれて、それぞれ指導していただきました。

今回教わったことを、小学生は運動会、中学生は各大会で発揮できると良いですね！



赤井川村写真館～赤井川の四季～



都小学校避難訓練 放水体験の様子

撮影：北後志消防組合赤井川支署 場所：都小学校 撮影日：2024年5月1日

※「赤井川村写真館」へ掲載する写真を募集しています！

あなたが撮影した村内の風景や静物、人物などの写真を広報あかいがわに掲載してみませんか？掲載したいまたはしても良いという方がおられましたら、役場総務課企画地域振興係までご連絡ください。なお、写真はプリント、データどちらでもかまいませんが、2300×1550PIXEL以上をお願いします。応募のあった中から内部で審査を行い掲載していきます。掲載希望がない場合は広報担当及び役場職員が撮影した写真やその他情報を掲載していきます。あなたもこの機会に赤井川村を見つめ直してみませんか？

編集後記

■つい先日年越ししたはずが、気づけば1年の折り返しとなりました。時間が過ぎるのを早く感じます。

さて、村内のあちこちで開花していた桜も姿を消し、村のどこを見渡しても綺麗な緑に包まれてきましたね。そろそろ夏がくるという自然からのお便りに感じます。

夏は好きですが、暑くなり過ぎないことを祈るばかりです。。。 (K)

【発行情報】広報あかいがわ2024年6月号 (No.709)

■編集・発行／赤井川村総務課企画地域振興係

〒046-0592 余市郡赤井川村字赤井川74番地2

TEL 0135-34-6211 FAX 0135-34-6644

URL <https://www.akaigawa.com/> E-Mail info@akaigawa.com

■印刷／(株)総北海 旭川市工業団地2条1丁目1-23

広報あかいがわでは、今後も村民の皆さんの身近な話題を掲載していきます。皆さんが予定している行事や参加しているサークル・ボランティア活動の話題などありましたら、総務課企画地域振興係までお知らせください。紙面の都合により掲載できない場合もありますが、できるだけ掲載するよう努力してまいります。また広報や村政に対するご意見・ご感想も募集していますので、メール又は郵送でお寄せください。

広報あかいがわに掲載された写真は被写体となった方や関係される方々へ提供することができます。ご希望の方はお気軽にご相談ください。



やすらぎと感動の赤井川
人が集まる美しいカルデラの里



CARBON OFFSET



道産 国産材使用



VEGETABLE OIL INK

広報あかいがわは、震災復興型カーボンオフセット用紙を使用し、CO₂削減事業並びに東北経済復興を応援しています。また、環境に優しい道産国産材を配合した用紙を使用しています。



the most beautiful
villages
in japan